

■「菓子製造業における衛生管理計画作成の手引書」の利用方法について

本手引書は、前半 29 頁までの手引書本体と後半 30 頁以降の菓子製造・販売事業者の方々が自らの衛生管理計画を作成する際に使用出来る書式で構成されています。

また、手引書本体も以下の 3 つの部分から構成されています。

1. 1 頁から 3 頁までの部分は、手引書の目的、適用範囲、菓子類の区分及び製造工程図の概略、衛生管理計画の作成、記録の作成と保存の重要性、衛生管理の振り返りによる改善点の把握等、食品取扱者の教育訓練を述べたものですので、衛生管理計画作成と実行の前提として十分ご理解願います。
 - 本手引書に基づき衛生管理を行う事業者の規模は、「常時菓子の製造に従事する者が概ね 50 人※以下の施設」とされており、「※」書きも併せ以下の点に留意して下さい。
 - ・菓子の製造所、工場単位で衛生管理計画を作成すること
 - ・菓子の製造に直接従事しない事務職員等(本社・工場)は 50 人に含まれないこと
 - ・常時従事しない季節雇用の者も同様に含まれないこと
 - ・パートタイマーは 1 日 8 時間で員数換算すること(1 日 4 時間の者は 2 人で 1 人と換算)
 - ・勤務時間のシフト制を採用している場合はシフト毎の従事者員数で判断すること
 - 菓子類の区分については、製造工程を勘案の上、「※」書きも併せ判断して下さい。
2. 4 頁から 13 頁の「菓子製造業における衛生管理計画(例示)」については、本手引書の適用対象となる事業者の皆さんが実際に作成する必要のある計画の内容と作成方法を説明しています。手引書の最も重要な部分ですのでよくご覧いただき、30 頁以降の〈菓子製造業における衛生管理計画(参考書式)〉※により、必要な衛生管理計画を作成、励行して下さい。
 - ・ その際、不必要な事項があれば削除(訂正線で可)、独自事項があれば追加、自社の既存の衛生管理マニュアル等が(例示)の内容を十分包含している場合には、それらを所要の個所に「別紙 ○○○マニュアルによる」等と位置付けることで結構です。
 - ・ ただし、いずれの場合にも衛生管理当局等に説明出来るようにしておいて下さい。例えば、第 4 及び 5 分類の菓子は製造していない、卵は使用していない、金属探知機は使用していない、水道水を直接使用している等、が考えられます。
 - ※ 参考書式は、事業所の形態を 3 種類に区分して PDF 版及び Word 版を用意してありますので、都合の良いものをご利用ください。
 - ⇒ 菓子製造業における衛生管理計画作成の手引書
 - ※ 全菓連傘下の組合員の皆さんには、1 年分の記録簿冊子(製造・販売店舗一体型用。菓子工業新聞令和 2 年 2 月号付録と同じもの。)を提供しています。
 - ・ 記録表は、1 日の製造等が終了後毎日必ず記載して下さい。改正食品衛生法に基づく衛生管理を適切に行っていることを証明する書類になります。
3. 14 頁から 29 頁までの〈手引書参考資料〉の部分は、HACCP の考え方に沿った菓子の製造・販売過程の危害要因分析と製品の安全を確保するための措置を整理し、菓子製造・販売業における衛生管理は一般衛生管理の徹底如何によるということを明らかにしたものですので、皆さんが日頃実施されている一般衛生管理の重要性を再確認して下さい。

なお、手引書に示された内容は、今まで文書化された衛生管理計画がなかった事業所であっても、食品の製造に携わる者として従事者個々は当然に意識、行動されていることですので、衛生管理計画の作成、実施に特段の困難を伴うことはない内容になっています。